

令和2年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第9日（令和2年3月10日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 9番  | 細川博史君 |
| 10番 | 前田晃君  | 11番 | 浅尾公厚君 |
| 12番 | 永野裕夫君 |     |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 1人

8番 甲藤真君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 庶務係主事  | 佐野舞君  | 主事   | 新谷和洋君 |
| 主事     | 仮谷太志君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

市長 泥谷光信君 副市長 磯脇堂三君

|           |         |        |         |
|-----------|---------|--------|---------|
| 企画財政課長    | 横山 英幸 君 | 総務課長   | 中津 健一 君 |
| 危機管理課長    | 倉松 克臣 君 | 市民課長   | 中津 恵子 君 |
| まちづくり対策課長 | 中尾 吉宏 君 | 観光商工課長 | 二宮 眞弓 君 |
| 水道課長      | 谷崎 清 君  | じんけん課長 | 早川 聡 君  |
| 教育長       | 弘田 浩三 君 | 生涯学習課長 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和2年土佐清水市議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。

8番、甲藤眞君が所用のため欠席する旨、届け出がありましたので御報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 皆さん、おはようございます。5番、会派みらい吉村でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を通告に従いましてさせていただきたいと思  
います。

本日は人権啓発について、放課後児童対策について、そして観光振興について、足摺テルメ  
について、この4つを担当課長にそれぞれお聞きいたしますので、どうぞよろしくお願いい  
したいと思えます。

最初に、まず人権について、じんけん課長にお伺いしたいと思えますが、ちょっとその前に  
自分なりの思いを少し話をさせていただきたいと思えます。

私、佐川町議会の議員として、ちょうど2002年に同和対策事業特別措置法が終了した、  
そのころの議員でありまして、町として、たしか全国で初めて終結宣言を行った町だったとい  
うふうに記憶しております。そのときに、自分の心の中でも同和問題が終結していたというよ  
うな錯覚に陥っていたように思っております。縁ありまして、清水の議会へ上げていただきま  
して、平成30年12月会議におきまして、弘田議員が市長いわく、6年自分の任期中になる  
けれども、一度もこの質問をされた議員はいなかったと。さかのぼって10年間もいなかった  
ということで、そのときに自分もいつか人権の質問をしたいなと思って、本日させていただ

ております。

人権につきましては、弘田議員が2回、それから山崎誠一議員も議員になられてライフワークの1つとして取り組んでおられるということで、2度ほどやられております。その質問と少しかぶりませけれども質問させていただきたいと思います。

この同和対策事業は、国策として1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法、いわゆる同和立法が10年間の時限立法で延長されながら、2002年（平成14年）に国策としての同和対策事業は終了いたしました。

その後は、同和問題も御存じのように、人権という1つのカテゴリーの中に入り、各自治体の実情に応じた事業が行われてまいりましたが、皆さんも御存じのように2016年（平成28年）に人権三法が施行され、現在に至っております。

この1969年の同和立法は、主に生活環境の改善に重きを置いた事業であったのですが、この人権三法はインターネットやSNSなど、今までになかった差別の実態を踏まえて、国と地方公共団体の責務を明らかにし、施行されたものと自分なりには理解しております。

そんな折、本市におきましては、昨年10月から、10月、11月、1月、2月の4回にわたり、人権教育推進講座あなたのとりの「ひゅーまんらいつ（人権）」が開催されました。改めまして、その開催の目的をじんけん課長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

人権教育推進講座の開催につきましては、人権を尊重する社会づくり行動計画2012及びとさしみず男女共同参画プランの中で、具体的施策として、人権教育推進講座等の開催と充実を図ることが求められておまして、同和問題を初めとしたさまざまな差別や人権侵害をなくするため、市民一人一人が家庭や地域、職場など、日常生活の中でお互いを尊重し、ともに支え合いながら人権を尊重する、人に優しいまちづくりを推進するため、市民の人権意識の向上などを図ることを目的に、人権教育・啓発活動の取り組みとして実施しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 本市は、平成5年に人権擁護都市宣言をされ、その後、平成10年に土佐清水市人権を尊重する条例を制定いたしまして、平成12年には行動計画を立て、平成24年、行動計画2012を策定したと存じております。

これに基づいての具体的な施策の1つだったと思います。私も山崎議員に誘われまして、4度受講させていただきました。改めて、講座内容をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

まず、吉村議員、また山崎議員につきましては、人権教育推進講座の全講座を受講していただきまして、ありがとうございます。この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。

御承知のとおり、今年度は10月21日の第1講座を皮切りに4講座を開催いたしました。

第1講座は、講師に高知県人権啓発センターの高見節生先生をお招きして、「同和問題の解決のために」を演題に開催いたしました。第2講座は、11月27日に講師に高知県人権啓発センターの藤本昌司先生をお招きしまして、「ハラスメントについて考える」を演題に開催、第3講座は、1月28日に講師に高知県人権啓発センターの池本正明先生をお招きして、「性的指向・性自認について考える」を演題に開催、第4講座は2月19日に、講師に第2講座と同じ藤本昌司先生をお招きしまして、「子どもの人権について考える」を演題に開催しております。

4講座とも高知県人権啓発センターの講師ということもありまして、講座の流れとしましては、ウォーミングアップ（参加者同士の自己紹介等）、人権クイズ、講演、DVD視聴とグループ協議、まとめという順番での学習でありました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この講座、非常によかったと思っております。

改めまして、この講座の参加人数を教えてくださいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

参加人数につきましては、第1講座は32名、第2講座は36名、第3講座は35名、第4講座は33名の、延べ136名の参加でありました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 人数だけ聞きますと、若干参加人数が少ないかと思いますが、課長

も言われたように、内容がウォーミングアップやグループ協議等の内容がありましたので、たしか6人を1つぐらいのグループに分けての講義だったと思います。それと会場のキャパも考えたら、ちょうどぐらいかなという気もいたしております。

講座も先ほど言いましたように、大変肩の力の抜けた講座になっておりまして、大変内容も興味深いもので有意義なものであったと感じております。

第4回目の2月19日の子供の人権講座には、市長を初め、教育長、それから管理職の方々も数多く参加されておりました。特に我々議員としましては、若手の市の職員と同じグループになって、1つのことで意見交換ができたことは大変有意義な時間を過ごさせていただいたと思っております。

この終了のときにアンケート調査をとられておりましたが、どのような内容のものが多かったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

参加者には、毎講座ごとに振り返りシートをお配りして、6項目のアンケートの提出をお願いしています。

延べ136名の参加者のうち、114名の皆様から提出をしていただきましたので、主な内容について申し上げますと、まず、「きょうの講座の満足度は」という設問では、「よくなかった」の満足度1から「よかった」の満足度10までの段階で選択をしていただいておりますが、一番多かったのが、満足度8の44名、2番が満足度10の32名、3番が満足度7の15名となっています。一番評価の低かったのは、満足度3の1名でありました。

次に、「関心のある人権問題について、お聞かせください。（複数回答可）」としておりますが、その設問では、1番が子供の58名、2番が障害者の51名、3番が高齢者の50名、4番が同和問題の49名、5番がインターネットによる人権侵害の42名でありました。

「学習会に参加しやすい時間帯は、いつですか。」の設問では、1番が平日の昼間の83名、2番が平日の夜間の17名、3番が休日の昼間の13名でありました。

「どのような学習形態を、希望しますか。」これも複数回答可としておりましたが、この設問では、1番が講演の89名、2番が映画・ビデオの58名、3番が参加型学習の30名でありました。

そのほか、「あなたの性別と年代を教えてください。」と「きょうの講座で気づいたこと、感想、今後の御要望などをお書きください。」の設問を設けておりますが、感想等について、一部紹介させていただきます。

第1講座「同和問題(部落差別の問題)について」では、知らないということがやっぱり一番の問題だと思います。知らないから間違った情報も正しいとってしまう。情報が正しいものかどうか判断できない。正しく知ることが大切だと思う。受け身ではなく、自分から学ぼうということが大切だと思う、との感想です。

第2講座「ハラスメントについて」では、それぞれ捉え方が違うので、伝えたいことを明確にすることが大切だということがわかった。ふだんから上司や同僚とのコミュニケーションが大切だと感じた、との感想でありました。

第3講座「性的指向・性自認について」では、LGBTについて、新聞やニュースで聞いたことがある程度の知識でしたが、今回の研修で初めて知ることが多くありました。自分に関係ないと思うのではなく、他の人権問題と同様に身近なものとして捉えることから、まず始めたいと思います、との感想でありました。

第4講座「子どもの人権について」では、子供の人権を守るために、それぞれが連携して取り組むこと。めり張りのある講座で、いろんな意見が聞けてよかったです、との感想でありました。

全体を通してでは、グループワークの時間をもっととってほしい。さまざまな年代のさまざまな意見を聞くことができる、という意見が多くありましたが、反面、班別はやめてほしい、講座にしてほしい、という少数意見も。また、4回の講座に参加しましたが、毎回同じようなパターンになっていたので変化が欲しいです、との御意見もいただいております。

このアンケート結果や参加者からの御意見等につきましては、今後の人権教育推進講座など、本市の人権教育・啓発活動の取り組みに生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 5番、吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) 詳しくありがとうございました。自分の感想としても、もう少し協議の時間をとられてもよかったかなという気はしております。アンケート調査では、おおむね好評だったということで大変うれしく思っております。この同和問題といいますか、人権問題は、繰り返し常に忘れないように自分の気持ちを持っていくということも大変大事だと思います。

昨日の夜、平成30年の12月会議の弘田議員の一般質問をユーチューブで少し拝聴させていただきました。今回、同じような質問、僕の質問がかぶっておりますが、それは先ほど言いましたように、やっぱり繰り返し議会で取り上げていくということが大切なことだろうなと思って取り上げさせていただいております。

とはいいいながら、少し弘田議員の質問とは視点を変えて、ちょっと質問させていただきたい

と思います。

その前に、この講座は来年度も開催する予定があるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

来年度の人権教育推進講座の予定につきましては、例年どおり10月中旬ごろから4講座を予定しております。

講座の内容につきましては、同和問題(部落差別の問題)についてを高知県人権教育課の指導主事、高校教師の方ではありますが、をお願いをしております。性の多様性と人権を主なテーマとした、SOGI（性的指向・性自認）についてを高知県立大学社会福祉学部教授に、障害者差別解消法と合理的配慮や障害者福祉などを含めた内容で障害者の人権と障害者福祉についてを高知県立大学社会福祉学部講師に、それぞれ直接御本人に声かけをしております。当初予算を可決いただきましたら、日程や講演内容について具体的に詰めていきたいと考えております。

あと1講座につきましては、DV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待を主なテーマとした、子供・女性の人権についてを考えております。現在、高知県男女共同参画センターに講師の紹介をお願いしているところであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 現在、本市におきましても皆様御案内のとおり、インバウンドや外国人就労者の増加を感じるようになってまいりました。折しも、中国発の新型コロナウイルスの感染症拡大等により、差別的な言動も全国的に見受けられるとの報道もあり、大変憂慮しているところでございます。

といいますのも、先月の頭ぐらいに、土佐清水市内のドラッグストアで、僕は大変花粉症です。マスクを買いにまいりました。そのときにドラッグストアのマスク売り場に大勢の方がおられて、言語は中国語でしたので、中国の方かなと思ったんです。どなたかはわかりませんが、「中国人や」という声が聞こえてまいりました。どのような意味で言ったのかは定かではありませんが、国籍差別的な側面と新型コロナウイルスの感染症に対する差別的な側面と両方あったように自分は感じておりました。

課長も御存じのように、平成28年に施行された、いわゆる人権三法の中に、ヘイトスピーチ解消法というのがございます。人権三法というのは同和対策のものと、それから障害者とヘイトスピーチ、この3つから成り立っておりますが、昨年の講習にもヘイトスピーチがなかつ

たように記憶しております。ただ、講座の中でヘイトスピーチに対して先生が意見を言われたということはありませんけれども、講座としてのヘイトスピーチというのはなかったように感じておりますので、ぜひ、この講座メニューにヘイトスピーチを取り組んでいただけないかなと、課長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

まず、ヘイトスピーチ解消法に関する本市の取り組みについて述べさせていただきますと、これまで具体的な人権啓発・教育活動は行ってきておりませんが、昨年9月に実施いたしました、土佐清水市人権問題市民意識調査の中で、ヘイトスピーチの問題について2点の設問をしております。

その設問事項について申しますと、まず1点目は、「あなたは、特定の人種や民族等への憎悪、差別意識、排除理論を扇動する行為（ヘイトスピーチ）が日本国内で行われているのを御存じですか。」、2点目は、「あなたは、ヘイトスピーチをなくすために必要なことはどのようなことだと思いますか。」とのことでありまして、現在はその結果について、土佐清水市人権問題に関する市民意識調査報告書（仮称）の作成作業を行っているところであります。

設問の速報結果では、ヘイトスピーチが日本国内で行われていることについて、40.2%が「知らない」と答えており、また、ヘイトスピーチを解決する方法として、これも複数回答ではありますが、53.7%が「正しい理解のための教育の充実」を、34.1%が「理解を高めるための啓発活動の推進」などの結果が出ていることを受けまして、市広報紙への掲載、もしくはチラシ等の配布、回覧によりヘイトスピーチ解消法、正式には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」ではありますが、などの周知及び啓発活動を行いたいと考えております。

また、議員が言われるように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に関連して、インターネットなどの情報においても、日本も例外ではありませんが、世界では反中感情等が高まっており、ヘイトや偏見、人種差別ともとれるような書き込みがSNSなどで散見される状況にあり、さらには感染者や関係者に対する誹謗中傷など、人権侵害がされるような風潮が広がってきているのではないかと感じております。

人権教育推進講座のメニューに、とのことでありますが、先ほど申しましたように、来年度の講座につきましては4講座とも予定をしているものがございますが、今の状況がさらに悪化、増幅するなど懸念されるような状況であれば、予算の関係もございますが、もう1講座ふやして開催することなども検討したいと思っておりますが、私としましては、今年度からじんけん

出前講座を始める予定でありまして、その実施団体等の募集や実施に当たっては、講座内容等の打ち合わせをいたしますので、特に外国人研修等の受け入れなどを行っている企業などで、外国人の人権やヘイトスピーチについての講座内容を希望していただければ、前向きに実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今、課長より提案のあった、じんけん出前講座、大変興味深いものだと思います。恐らく課長の中には、外国人就労者を受け入れている、例えば土佐清水食品とか病院、それから介護施設、そういうところに出かけて行ってという思いがあるのだろうなという感じがしております。

この外国人の人権も大変大切ではございますが、そのことに対する日本人の品格が問われている、そういう問題でもあると思っております。早川課長は大変前向きな方ですので、予算があれば、あと1講座ふやしていただければと思っております。

特に、泥谷市長は人権問題に対して大変深い思いをお持ちでございます。ヘイトスピーチ解消法の講座が開催されるよう、予算措置もお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思っております。課長、ありがとうございました。

それでは、続きまして、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育について、生涯学習課長にお聞きいたしたいと思っております。

皆さんも御案内のように、学童保育とは、共働きやひとり親家庭の小学生を放課後などに預かる事業であることは、皆さんも御承知のとおりでございます。

当初、この事業は親の就労支援の観点から始まったものでありまして、現在では、それだけではなくて、市民社会を形成する大人を育てるという観点からの制度設計されたようになっております。

そして、文科省が所管する放課後子ども教室推進事業とが連携し、放課後子どもプランが打ち出され、文科省生涯学習分科会のワーキンググループでも、子供たちの放課後のあり方が議論されているところでございます。

そのような中、本市の放課後児童クラブの利用状況、定数、利用者数、料金、委託先、職員数をお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

本市の放課後児童クラブの定員数については定めておりませんが、清水小学校の放課後児童クラブ専用室、専用区画面積が110.95平米であり、専用面積児童1人につき、おおむね1.65平米以上であることが条件で規定されていることから、この面積から受け入れできる児童数の上限が67名となっております。その範囲内において受け入れを行っております。

現在の利用者数は、2月末現在で41名となっております。なお、夏休み等の長期休業中に、登録をしていない児童についても可能な限り受け入れを行っております。

料金につきましては、児童1人当たり、6,000円で、同一家族で2名以上の児童が利用する場合は、2人目が5,000円、3人目が4,000円となっております。また、おやつ代として、1人当たり1,600円が加算されます。

委託先については、平成13年度から保護者で組織する清水小学校学童保育所父母の会に委託し、公設民営の事業形態により運営を行っております。

職員数は、現在、常勤支援員2名と非常勤職員5名の計7名となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 国の基準面積では、上限が67名受け入れ可能ということですので、定数は67名とするのが妥当ではないかと思いますが、定数を定めていないという理由をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

運営規程で定める利用定員については、事業の適正な運営やわかりやすさの観点から、クラブ全体の定員でなく、支援の単位ごとの定員を設定することとしております。そのことから、定員数を定めずに専用面積から換算して67名を上限として受け入れすることとしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長、よくわかりました。

国は、2015年、子ども子育て支援新制度を策定し、それまでは学童保育というのは10歳未満、小学校の低学年の児童が対象でありましたが、そこを全ての小学生を対象にするというように拡大し、新たにそのときに職員基準が定められ、放課後児童支援員の資格を有することとなりました。

このことが、今までの基本的な資格要件を満たした者で、なおかつ県の行う研修を受けた者に限られたと理解しております。この制度は2020年3月末まで、つまり今月末までの5年間の経過措置となっていたと思います。本市の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

放課後児童支援員につきましては、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度によって創設された新資格で、放課後児童クラブに勤務する指導員は、放課後児童支援員の資格を取得する必要があります。

その資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園・小中高等学校の教諭となる資格を有する者、高等学校卒業者であり、かつ2年以上事業に類似する事業に従事した者等で、かつ都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬとされています。

知事が行う認定資格研修を終了していない者であっても、放課後児童支援員の基礎資格を満たし、令和2年3月31日までに修了することを予定している者は放課後児童支援員とみなすことが可能とする、5年間の経過措置を設けております。

この5年間の経過措置の間で、本市の放課後児童クラブについては、当初は資格要件を満たした支援員が2名のみであったのが、現在では7名の職員のうち6名が資格要件を満たしており、施設の質が十分満たされておりますので、今後は経過措置の延長は行わないこととしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 清水の学童保育は非常に手厚い、質の高い学童をやっているということは十分存じ上げております。部屋も専用の部屋がきちんと構えられておりまして、先ほど来、課長の答弁にありましたように、資格を有する者も今7名のうち6名やということで、大変ほかに比べても質の高い学童保育を展開されているというふうに理解しております。

ただ、この支援新制度は従うべき基準と参酌すべき基準、この2つに分かれております。従うべき基準としては、支援員を2名以上配置すること、そして参酌すべき基準として、児童集団規模は40人まで、1人当たりの面積は1.65平方メートル、開所日数は1年間で250日以上等と規定されておりますが、来年度から、つまりこの4月から地方分権一括法の改正により、各市町村がこの基準を独自に定めることができるようになってまいります。

つまり、今までは従うべき基準であった支援員の配置基準が、それぞれの市町村の判断に委

ねられることになるわけであります。

こういう状況の中、清水として、どのような対応をされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

人材確保が困難な地方からの要望を踏まえて、全国一律ではなく、自治体の責任と判断により、質の確保を図った上で地域の実情に応じて運営を行うことを可能とする国の改正がなされ、支援員の配置基準が緩和されました。

概要としましては、おおむね40名に対して2名以上の放課後児童支援員の配置を義務づけたものを支援員1名でも可能とすること。もう一つは、支援員の資格要件の緩和をするものです。

児童への細やかな育成支援の実施や安全性の確保の観点から、最低限2名以上の職員の配置は必須であることから、支援員の員数については現行どおりとし、支援員の資格要件の緩和についても事業の質の確保の観点から必要最低限の基準であると考えられ、さらに基準を下げることは考えておらず、条例改正は行わないこととしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この法改正によりまして、理論上は1名の支援員で50名でも60名でも見られるという、極端に言えば、そういう制度になります。

今の課長答弁にもありましたように、今まではおおむね40人に対して2名以上の支援員を義務づけられておりました。先ほども言うたように、理論上は児童数や専用面積などは、あくまで参酌基準ですので、支援員1名で児童50名でも60名でも運営可能という、理論上はそうなるわけでございます。

幸い、本市は職員の配置は平均よりもかなり多くて、先ほども言いましたように事業の質の確保の観点からは、課長答弁では基準を下げることは考えていないと、条例も変えることもないという答弁だったということで理解いたしております。

その一方、一般的に支援員さんの待遇は、その責任の重さの割に不安定な雇用条件になっている場合が多いと言われております。このことに対する課長の見解と、本市のこれからの対応をお聞きいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

放課後児童クラブの支援員さんは、宿題のサポートや遊びのヒントを与えたり、時には団体行動をコントロールし、自由な行動を制約しないようにしながらも安全に配慮するなど、あらゆる面から子供たちの発達を促す手助けとなることが求められ、子供の健全な成長を促す専門性と安全性への責任が求められます。

そうであるにもかかわらず、非正規では賃金が上がらず、常勤職員であっても給与は低く抑えられています。こうした状況は全国的にみられ、安心して働き続ける条件が整っていないと指摘されています。放課後児童支援員の処遇を改善することは、支援員の働きやすい環境づくりにつながるとともに、子供たちの健全な育成に資する重要な取り組みであると認識しております。

このことから、来年度には放課後児童クラブ支援員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を国の補助事業を活用し、支援員の学びに応じた賃金制度を実施することにより、保育の質を高めることを目的として、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算を委託料に加算して予算計上しております。今後においても、処遇改善の既存制度の活用や支援の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 学童保育は利用料金と補助金で運営されておりますので、なかなか難しい部分はあるかとは思いますが、支援者の処遇改善をすることは学童保育の質の向上にもつながってくるのではないかなと思います。

現在の委託先は学童保育の父母の会でありますので、利用者としても安心感があります。そして、支援員さんたちも大変経験豊富な方々がそろっておられると聞いております。市長は、常日ごろから、「子どもは宝」と公言されておりますが、その宝を日々守り、磨いてくれている支援員さんの処遇改善を重ねてお願いしておきたいと思っております。

続きまして、コロナ対策の質問をしておりましたが、昨日、前田議員、それからその後あしたですか、谷口議員が詳しく質問される予定でありますので割愛させていただきたいと思っております。課長、どうもありがとうございました。

続きまして、観光について少しお伺いしたいと思います。

本市における体験型観光について、観光商工課長にお聞きしたいと思います。

現在、県は新しい休日の過ごし方として自然体験型の観光キャンペーンを展開しております。本市における、このキャンペーンの動向をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

昨年（2019年2月1日）から来年（2021年3月31日）まで、高知県全体でリョーマの休日自然&体験キャンペーンと銘打って、高知県ならではの体験型観光を前面に出し、観光客数の増加、経済の活性化を目指し取り組んでおります。

本市におきましても、季節的な限定となっているメニューもありますが、現在26の体験メニューを商品化しております。今年度は体験メニューの動画を製作、旅行業者への営業の際にも活用しております。現在は観光協会のホームページからユーチューブで配信しておりますし、市のホームページからも見られるように現在作業を進めております。

利用者の動向につきましては、2019年の観光統計の速報値ではありますが、夏の繁忙期における台風接近などにより、宿泊者数が減少している中、体験型メニューの1つであるグラスボートや館内での体験メニューを提供している海のギャラリーの利用者数は前年より増加しております。また竜串振興会が運営しておりますマリンスポーツの利用者も増加しているとお聞きしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 土佐清水市は、もともと自然体験型の観光が本流でありますので、今回、県と一体となって展開することにより、体験メニューの利用者が増加しているということなんだろうなと思っております。

一方では、その宿泊客数が減少しているにもかかわらず、利用者数が増加している。このことに対して、どのような分析をされているのか、課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

まずは、高知県全体で体験型観光を打ち出している結果だとは思いますが。加えて、本市におきましては、昨年4月のスノーピーク土佐清水キャンプフィールドのオープンの影響は大きいと思っております。体験型メニューを提供している施設以外の施設入館者数も、竜串地区はほとんどが増加しております。

さらに、来年度以降もこの状態を継続、拡大するための取り組みが必要だと思っております。スノーピーク土佐清水キャンプフィールドに来られた方々を、体験型観光メニューや市内の飲

食店、物産店などの地元事業者につなぐ仕組みづくりを強化してまいります。

また、今年3月20日にオープンする竜串ビジターセンターを管理する国立公園\*ジオパーク推進課には、観光コンシェルジュ担当も配置されております。観光客の皆さんが体験型観光メニューにワンストップで申し込みができる仕組みづくりに向け、関係者が連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 詳しく説明いただきました。

本市は、皆様も御案内のように観光立市であります。ほかの市町村と比べて開催されているイベントの数もかなり多いように思っております。当然、担当課としてかかわることも多い、そのイベントにより、主催や共催、後援などいろいろあるとは思いますが、それぞれのイベントの検証はされているのかをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

市内で継続的に開催されていますイベントは、それぞれに実行委員会組織がありまして、イベント開催の前後には実行委員会を数回開催、終了後の反省会で議論された課題は翌年度に反映、生かされると思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 考え方としては、小さなイベントを数多く開催するよりも、例えば春夏秋冬別に、ある程度集約して大きなイベントを開催するほうが効果的ではないかなというふうに思います。そのことも踏まえて、担当課として検討していただくようお願いいたします。

そもそも、観光商工課がかかわっているイベントの数というのは、年間どれぐらいあるのかを教えてください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

2年に1度開催しておりますジョン万祭り、秋に開催しますが、これを除きますと年間8つ

のイベントを開催しております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 8回ということで、ただ、観光担当の職員さんは、土日のほとんどが何となくイメージ的に、イベントに参加されているような状況ではないかなと感じておりました。もちろん仕事でありますからと言えばそれまでですが、ボランティアとして参加してくれているというような声もよくお聞きいたします。働き方改革が叫ばれる中、余り頑張り過ぎないようにバランスをとりながら取り組んでいただきたいと思います。

それから、昨年2月から1年間実施された周遊スタンプラリーの効果はどのようなものであったのかをお示し願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

昨年（2019年2月）から、ことし（2020年1月）までで実施しました周遊スタンプラリーは、周遊された店舗数、事業者数に応じて、土佐清水市の特産品をプレゼントする事業でありました。

結果としまして、プレゼント交換者数は212人で、周遊された店舗、事業者数は延べ2,710件でありました。課題もありましたが、一定の効果はあったものと検証しております。

今年度は、この課題も含め、本市に宿泊された方に限定した新たなクーポン事業を間もなく、この3月末から来年1年間開始する予定であります。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） プレゼント交換者は212名、事業者の件数は2,710件ということで、この数字は多いのか少ないのか、数字を聞いていて大変失礼ですけど、よくわからないのですが、先ほど触れましたように宿泊客が減少している状況でありますので、今度宿泊客に特化したクーポン事業予定があるということで期待を持って見守りたいと思っております。

ちょっと余談になりますが、先月ですか、会派で室戸のほうに、ふるさと納税の勉強会に行っていました。そのときに入ったお店で、こういうぐるっと室戸スタンプラリーというのがありまして、これが裏を見ると清水と連携して、お互いにこっちのスタンプがあったら向こうのところの会場が無料になるとかっていう、非常におもしろい。室戸行ってですね、まさか清水のパンフレットを目にするとは思いませんで、行ったメンバーで大騒ぎして、これをいただいていたまいりました。非常にいい取り組みだなと思っております。また、これも継続して頑張

っていただきたいと思います。

そして、この後、課長にコロナウイルスの質問がありましたんですが、先ほど言いましたように何人もの方がやられますので、今回は割愛させていただきます。課長、済みません、よろしく願いいたします。

時間も余りなくなってきましたので、最後、足摺テルメについて、また課長にお伺いしたいと思います。

現在、足摺テルメの指定管理者との営業日に関する契約はどのようになっているのかを課長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。  
（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

指定管理者との管理協定書の中で休業日を定めるときは、指定管理者は市長に対して書面により申請し、承認を得ると定めております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。  
（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 昨年の12月から、ことしの2月までの間に変則的な休業日があったようではありますが、どのような事由によるものであったのかをお聞きいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。  
（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

以前より、館内の大がかりな清掃を行いたいとお聞きしておりました。特に温浴箇所の清掃や時間がかかる施設全体の窓ガラスの清掃が必要とのことであり、また職員による作業で実施したいとのことから、全館の休業が必要との説明を受けました。年間において閑散期となる1月を中心に、週末を避けた日程で申請があり、承認いたしました。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。  
（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） こういう休業があると、営業悪化による休業ではないかといううわさもお聞きしましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。  
（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

これまでテルメの運営に対しまして、議会の皆様からもさまざまな御意見もいただいている

こと、また施設の老朽化による修繕箇所も年々ふえてきていることなどから、日ごろから情報共有も必要と感じ、現在は定期的に現場担当者との意見交換会を行っております。その中では、決してそのような状況ではないと私は認識しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 少し安心いたしました。先般、私の知人が清水に遊びに来てくれるということで、テルメに予約の電話をしたら留守番電話になったと驚いておりました。足摺テルメといえば、あしずり温泉郷の顔でもありますので、不規則な休館は風評被害にもつながりかねないわけでございます。このことは慎重な対応をすべきだったのではないかと思います。課長の御見解をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今までも宿泊予約者がいない日を急遽休館措置をとる宿泊施設はあったように聞いたことはありますが、今回のテルメのように事前に休館日を決め、対外的にお知らせするような休館措置はなかったかもしれません。

テルメにおきましては、今回、事前にホームページや館内ポスターの掲示で、メンテナンス及び職員研修による休館としておりましたが、例えば先ほど議員が御案内のありました、留守番電話で休館であることを突然に聞かれた方にはよいイメージになかったのではないかと想像いたします。

ただし、休館中でありましても、午前9時から午後6時までは職員が常駐、直接の電話対応をしており、それ以外の時間における留守番電話による対応はごくわずかだったと思いますし、たまたまお知り合いの方が留守番電話だったようだと思いますが、この留守番電話のメッセージを残してくれた方には、翌日折り返しの連絡はとったとお聞きしております。なお、今後、もし、こういうことが、休館ということになることがありましたら、万全に注意をしてやりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 風評被害は、それが事実かどうかは別のところで広まるわけですので、この休館日につきましては、より慎重な対応を求めておきたいと思っております。

それから、足摺テルメの利用料金について、改善すべきではないかと思っている点がござい

ます。それは宿泊の料金体系であります。通常、ホテルの宿泊料金は繁忙期は高く設定して、閑散期には低く設定するわけであります。これは市場原理として当然当たり前のことではあります。テルメの場合、条例により上限と下限が決められております。このことは公設ということで一定理解できますが、そのことによって経営を圧迫して減免措置に通ずるものであれば意味がないと思っております。それよりも、ある程度運営側に自由度を与えて経営の安定化につなげていただければと思います。このことに対して、課長の御見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

テルメの利用料金は、宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例に定められており、その定められた範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て決定した額を指定管理者が徴収する仕組みとなっております。これは先ほど議員もおっしゃいましたように、公の施設であることから、他の施設との均衡を考慮した額とし、例えば安価にするなどで他の施設経営を圧迫しないための目的があり、必要な措置ではないかと認識しております。

一方、御指摘のありました繁忙期の宿泊料金につきましては、定められた利用料の20%の範囲内で加算できるものとするとして定めておりますが、この項目につきましては、先ほど申しました現場担当者との定期的な意見交換会の中で、指定管理者の努力で、よりよいサービスを提供し、料金が高くてもお客様に選ばれるのであれば、他の施設の圧迫につながるものではなく、指定管理者の経営安定にもつながり、結果、市にとっても有益なことではないかとの御提案もいただいているところです。私、担当者として、1年後の指定管理者についての協議の際には、総体的に検討してみてもいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長の答弁の中にもありましたが、やはり公の施設ということで、下限を設けるといのは何となく理解できますが、やはり上限は需要があれば高くても泊まりたいというところがありますので、それはやはり指定管理者のほうに、ある程度自由度を与えて経営の安定に努めていただければですね、減免措置にも通じないわけですので、そのあたりは、ぜひ考えていただきたいと思っております。

この質問をするに当たりまして、先日、テルメに行き、支配人と意見交換をさせていただいてまいりました。この支配人、なかなかの情熱を持ってテルメの改革に取り組んでおられるよ

うでありまして、テルメ内にも久しぶりに行ったんですけれども、テルメ内の空気感も以前とは少し違ってきているように感じて帰ってまいりました。

先ほど課長答弁にありましたように、現場と意見交換会を定期的に始めたということでありますので、ただ、市としては指摘すべき点は指摘して、協力すべきところは協力を惜しまず、テルメの安定的な運営とスタッフの方々の雇用が安定的に維持できるように重ねてお願いしておきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時08分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） こんにちは。公明党、会派みらいの作田喜秋でございます。

あす、東日本大震災から9年の節目を迎えます。鎮魂の祈りをささげつつ、復興への思いを新たにしたいと思えます。被災地の復興は着実に進んでいるようですが、今なお4万7,737名の方が避難生活を余儀なくされております。9年の月日が過ぎても、一瞬にして大切な存在を失った人々の痛みは癒えることはありません。だからこそ、人間の復興、心の復興に終わりはないとの視点に立った、一人に寄り添う支援が欠かせないと思えます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

初めに、防災士の力を生かそうとの思いで、危機管理課長にお聞きいたします。

地震や豪雨など、自然災害が多発する中、地域や職場での防災活動を担う民間資格防災士を取得する人がふえております。全国で17万人を超える人が資格を取得しており、地域の防災リーダーとして期待が高まっております。

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認証する民間資格で、1995年の阪神淡路大震災をきっかけに検討が進み、2003年度から始まりました。防災に関する豊富な知識を持ち、防災訓練への協力や災害時は避難誘導や避難所運営などの中軸を担うことが期待されます。県内では、昨年5月末までに3,942の方が防災士の資格を取得しておりますが、本市の防災士の人数は何人でしょうか、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 倉松克臣君自席)

○危機管理課長(倉松克臣君) お答えいたします。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人をいいます。議員からもありましたが、特定非営利活動法人日本防災士機構の民間資格となっております。

本市で把握しております防災士は、今年度、合格者を含めまして65名です。市職員も市長初め、今年度の合格者を含め8人が合格しております。また、この制度が始まる前から自主防災組織で活躍しながら、さらなるスキルアップのため資格取得された方々もおります。令和元年5月末時点、全国では17万4,423人、高知県では3,942人が取得しております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 6番、作田喜秋君。

(6番 作田喜秋君発言席)

○6番(作田喜秋君) 創設した当時は、年間6,000人前後の資格取得者であったようです。2011年の東日本大震災を契機に関心が高まり、年間1万人以上が取得するようになりました。

防災士の資格を取るには、日本防災士機構が定める養成研修講座を受講し、試験に合格する必要があります。費用は6万円程度ですが、44都道府県の351の自治体が研修費用を助成する支援を行っております。

本市の支援の状況をお聞かせください。

○議長(永野裕夫君) 危機管理課長。

(危機管理課長 倉松克臣君自席)

○危機管理課長(倉松克臣君) お答えいたします。

防災士になるには、原則といたしまして、①防災士養成研修講座の受講、②防災士資格取得試験の合格、③救急救命実技講習認定基準を満たす講習の受講、この3つの条件を満たさなければなりません。

防災士に認証されるまでに必要な費用につきましては、養成講座受講料が5万2,500円、資格取得試験受講料が3,000円、認証登録申請の手続料が5,000円、合計6万500円が必要です。ただ、講座受講料の5万2,500円につきましては高知県が負担しておりますし、試験受講料と登録手続料の合計8,000円につきましては、条件はありますが市のほうで補助ができます。

以上のことから、実質負担につきましてはなしということで資格取得ができることとなって

おります。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） 大変ありがたい制度でありまして、私もできれば次の機会には、この防災士の資格を取りたいと思っております。

防災士の資格を取っても実際に活動する人は、まだまだ少ないように思います。ある事例ですが、徳島県では全国初の取り組みとして、2015年度から高校生防災士の育成に乗り出し、注目を集めております。防災に意欲がある高校生への防災士資格の取得費用を助成し、高校在学中に取得した生徒は2018年度末で514人になっているそうでございます。地域の避難訓練に参加したり、小学校での防災教育の出前講座を実施するなど、地域の実情に応じた活動を展開しているようでございます。高校卒業後に社会人として消防団に入団する人もいますので、防災士の資格を持った高校生が、5年後、10年後に地域防災の中核となってもらえれば心強い限りでございます。

日本防災士会はスキルアップを目的に段ボールベッドの使い方や災害用備蓄品に導入された液体ミルクの試飲など、定期的に最新の防災情報を学ぶ研修会を開催しているようでございますが、本市の取り組みはいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市では、防災士としての活動と技術研さん、自主防災組織との連携などを目的として、防災士の資格を有し、本市に在住または通勤する者のうち、賛同する者で構成する、土佐清水市防災士連絡協議会を平成29年に組織いたしまして、研修等に取り組んでおります。

現在、会員は35名で、年に1回程度協議会を開催し、日々進化していく防災対策などの研修を行っております。平成30年度は避難所運営マニュアルや南海トラフ地震に関する臨時情報等について研修を行ったところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） 災害が起きたとき、防災士は避難所の運営を担当する場面が多々あると思います。そのときに前提となる知識や考え方を持っている人が多いほうが、避難してくる住民にとっても心強いと思います。防災士がふえることが地域の防災への意識を高める上で有効だと思いますが、これからの取り組みについてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市からの講習受講者は、平成29年度6名、平成30年度12名、平成31年度8名となっております。受講者をふやすべく、市広報やホームページなどに掲載してPRしておりますが、来年度は企業向けに周知するなど、新たな方法でPRすることを検討中であり、広く周知することで防災士をふやし、自主防災組織や地域、企業の中で防災意識の向上を図っていきたくと考えております。

議員の皆様の中では細川議員が既に取得されておりますが、ぜひ来年度は皆様にも資格取得していただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。ぜひ、ここにおられる議員の皆様も率先して防災士の資格を取っていただきたいと思っております。

以上で、危機管理課に対する質問を終わります。

続きまして、サポカー補助金について質問いたします。

まず最初に、総務課長にお聞きいたします。

本市の交通安全対策について、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

土佐清水市における交通安全の推進につきましては、高齢者交通安全対策の推進に関する条例などを制定し、交通安全教育及び情報提供活動の推進などにより、交通安全思想の啓発及び高齢者の交通事故防止に取り組むとともに、市長を会長に土佐清水市交通安全市民会議を組織し、中村警察署清水警察庁舎や交通安全協会土佐清水支部、交通安全指導員協議会、市老人クラブ連合会、市PTA連絡協議会などと連携して取り組んでいるところであります。

その主な取り組みといたしましては、春と秋に実施しております全国交通安全運動期間の一環として、市内一斉街頭指導を初め、交通茶屋、自転車安全運転及びシートベルト着用キャンペーンなどを行っております。

また、毎月、清水警察庁舎や交通安全指導員等と連携して迷惑駐車追放キャンペーンとして市街地において街頭指導を行うとともに、20日の県民交通安全の日の早朝には交通安全啓発パトロールと街頭指導を実施しているところであります。

高齢者に対する交通安全対策といたしましては、土佐清水市高齢者交通安全推進協議会を中心に、交通安全啓発グッズの配布を初め、デイサービス通所者に対して交通安全教室を開催しており、関係機関の御協力をいただき、高齢者運転免許返納者に対して支援を行っております。

参考までに、平成27年以降の5年間の市内高齢者免許返納者数を申し上げますと、27年が41名、28年が36名、29年が73名、30年が82名、令和元年が124名、合計356名と増加傾向となっております。これは、全国的に多発する高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故がその1つの要因にあるのではないかと考えており、令和2年度には、清水警察庁舎等の御協力をいただき、自動ブレーキ体験講習会の開催を計画しているところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。市としても本当に交通安全に大変力を入れてやってくれていることがよくわかりました。

高齢ドライバーによる事故の減少につなげたいとの思いから、65歳以上を対象に安全運転サポート車（通称、サポカー）でございますが、これや後づけ安全装置の購入費を助成する事業が2019年度補正予算に盛り込まれました。この事業は公明党が国会質問や政府への申し入れを重ねて成立したものでございます。

サポカーとは、車載レーダーやカメラが衝突の危険を検知すると自動ブレーキが作動したり、アクセルをブレーキと間違えて踏み込んだ際の急加速を抑える機能を持った車のことであります。今回の補助金は、自動ブレーキと急加速抑制装置をともに搭載した車を購入する場合に最大で10万円、自動ブレーキのみなら最大6万円をドライバーに支給されます。また、現在所有している車に急加速抑制装置を後づけする場合には、障害物検知機能付の装置に4万円、この機能がないものには2万円をそれぞれ上限に販売業者に補助されます。この事業の予算は1,139億円で、この予算がなくなり次第終了いたします。高齢ドライバーによる痛ましい事故が相次ぎ、免許の自主返納をする人もふえてはいます。本市でも、かなりふえていると、今課長からの答弁でわかりました。

しかし、75歳以上の免許保有者数に対する自主返納の割合は5%にすぎません。本市においても仕事や買い物、通院など、日常生活のため運転免許が手放せない高齢者がたくさんおります。

このようなことから、サポカー補助金の必要性は高いと言えます。また、後づけ装置については、昨年4月に母子が死亡し、9人が重軽傷を負った東京池袋の暴走事故以降、購入者が急

増しているといえます。

国土交通省は世界で最も早く、2021年11月から新車に自動ブレーキの搭載を義務づけると発表いたしました。また、警察庁はサポカーに限定した免許を導入する方針であります。超高齢化社会に対応した事故防止策だと思います。

そこで、市長にお聞きいたします。このサポカー補助金に市の支援も上乘せしていただければと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 全国的にも高齢者によるブレーキの踏み間違いなどによる交通事故が多発している中、土佐清水市においても、特に高齢者の交通安全に力を入れているところではありますが、昨年は残念なことに3名ものとうい命が失われております。この場をおかりして、犠牲になられた方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、改めて交通安全の推進について決意を新たにしているところであります。

土佐清水市における交通安全の取り組みについては、先ほど総務課長から答弁いたしました。作田議員御提案のサポカー補助金につきましては、御説明されたとおり、国において高齢運転者による交通事故対策の一環として、65歳以上を対象に安全運転サポート車の購入補助及び後づけのペダル踏み違い急発進抑制装置購入補助の2種類の補助制度が創設され、本年3月9日より受け付けが開始されております。

また、高知県下の自治体におきましては、本年度（令和元年度）より、奈半利町が65歳から80歳未満の方が安全運転サポート車、これの自動ブレーキ、車線逸脱警報またはレーンキープアシスト、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の機能を有する新車を購入する際、1台当たり3万円の補助を実施いたしまして注目を集めているところでありますし、このことは、先にやられたなという、そういう感じはしたところであります。というのもやっぱり土佐清水市においても公共交通機関が少なく、高齢者も日常生活で自家用車に頼らざるを得ない、そういう状況でありまして、高齢ドライバーによる交通事故を防止するため、独自の補助制度、これをこの間できないかということを検討していた経過があります。そのやさきの12月に、先ほどから説明しておりますサポカーの補助金制度を国が先行して創設されましたので、まずは来年度計画しているのは、先ほど総務課長も言いましたが、この自動ブレーキ体験講習会、これを開き、またこの講習会を通して参加者や関係機関の意見を聞きながら対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。ぜひ、このサポカー補助金、市としても何とか補助ができるように、また市長の英断を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時31分 休 憩  
午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 皆さん、こんにちは。会派市民のこえの岡本詠です。今回も、これまで同様、市政発展と市民生活向上の一助となりますよう、その思いを込めて一般質問をいたしますので、執行部の皆様には、市民に対してわかりやすい答弁をお願いいたします。

今回は、国保税の改定についてと集落活動センターについて、そして三崎水道施設について、布の迷惑駐車についての4点について通告いたしておりましたが、市民からの要望により、一部順番を入れかえて質問いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。いずれにしても、とても重要な課題だと思いますので、執行部の考えを聞いていきたいと思います。

それでは、通告に基づき、一般質問をいたします。

早速、ちょっと順番を変更いたしまして、まず最初に、前回の12月会議でちょっと時間切れでできなかった、布の迷惑駐車についての質問をしたいと思います。まちづくり対策課長にお伺いいたします。

布地区の迷惑駐車に関して、布地区の3区長より議会には土佐清水市迷惑駐車防止に関する条例の制定について、執行部には看板の設置についての陳情が上がってきておりますが、こういった地元住民からの声を受けてから現在まで、どのような状況になっているかをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

令和元年9月4日付で、土佐清水市議会議長宛ての布地区3区長より連名で、土佐清水市迷惑駐車防止に関する条例の制定についての陳情が提出され、令和元年土佐清水市議会定例会9月会議最終日において、産業厚生常任委員会に付託され、継続審議となりました。

そして令和元年11月8日の産業厚生常任委員会において、陳情の審査が行われ、全委員賛成で趣旨採択と決定されました。

継続審査となっております土佐清水市迷惑駐車防止に関する条例の制定についての陳情について、令和元年土佐清水市議会定例会12月会議の本会議において、委員長報告のとおり趣旨採択と決定いたしました。地元の意向を踏まえ、産業厚生常任委員会として早急に対応する必要があるとの判断がされ、まずは看板設置をして啓発すべき、との意見に集約され、執行部に対して対応の要請を受けました。

令和2年土佐清水市議会定例会1月会議では、令和元年12月4日付で土佐清水市議会議長宛てに提出されておりました土佐清水市迷惑駐車防止に関する看板設置についての陳情が産業厚生常任委員会に付託され、採択と決定いたしました。また、同様の陳情も市長宛てにも届いております。

令和2年1月16日に、布の現地において看板設置業者と看板設置の協議を行い、令和2年2月17日に、布福祉センターにおいて布地区3区長、市長、議長、産業厚生常任委員会委員長、産業厚生常任委員会副委員長、土佐清水事務所長、清水警察庁舎長、総務課長、まちづくり対策課長、ほか担当者が出席の上、布地区迷惑駐車対策協議を開催しております。

この会議の中で、看板の文言等についての協議を行い、現在、関係機関と看板の文言については協議中であり、予算の範囲内ではありますが年度内に向け、看板設置に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。詳しく言っていました。

1個、2月17日に関係機関との地元の住民といいますか、区長と協議があったということなんですけど、12日にも地元区長と地元サーファーの代表の方とか、そのあたりがあったように思いますが、このあたりはどうですか。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） 2月17日にも布3区長と波乗り組合の役員さんと産業厚生常任委員会委員長と産業厚生常任委員会副委員長とまちづくりのほうで協議はしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) 了解です。ちょっと僕が聞こえてなかったのかもわからないんですけど、済みません、ちょっと確認させていただきました。地元のサーファーとの協議もやっているということで、了解です。

次に、総務課長にお伺いいたします。

先ほど、まちづくり対策課長から答弁ありましたとおり、2月17日に布の3区長と布の福祉センターにおいて、泥谷市長、永野議長を初め、関係機関の方々にお集まりいただいて、この迷惑駐車についての協議をされたということですが、一応、その協議の内容を先日の産業厚生常任委員会の場において、谷口委員長の報告を求めたところ、その報告の中で、この条例を最大限、この条例というのは、今現行ある土佐清水市違法駐車等防止に関する条例です。この条例を最大限生かしながらやっていくといった話があったわけですけど、具体的に布の迷惑駐車はどういった事例というか、事案に対して、この条例のどの部分を適用していくのかお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 総務課長。

(総務課長 中津健一君自席)

○総務課長(中津健一君) お答えいたします。

土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例において、違法駐車の見解につきましては、第2条で道路交通法第44条、第45条第1項もしくは第2項、第47条第2項もしくは第3項等に規定された行為をいうと規定されております。

布地域におきましては、交差点付近への駐車や自動車が道路上の同一の場所に引き続き12時間以上の駐車、また、夜間に道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車する行為など、明らかに道路交通法に抵触するおそれがある事案も存在していることなどを総合的に判断したことによるものであります。

以上であります。

○議長(永野裕夫君) 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) 了解です。あくまで違法駐車に限ってといいますか、それに充てていくということですね。

そうしたら次に、同じく総務課長にお伺いいたします。

この土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例、現行ある条例ですけど、この第6条、違法駐車等防止の重点地域に指定することができるという条文がありますが、この重点地域に指定するということは具体的にどのようなことなのか、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例第6条において、市長は違法駐車等が著しく多いため、市民の日常生活、または一般交通に重大な支障を生じさせていると認められる地域は、当該地域住民の意見を聞くとともに、中村警察署長、その他の関係行政機関と協議の上、違法駐車等防止重点地域の指定することができる、と規定しており、重点地域に指定した場合は、第7条において、重点地域における違法駐車等の防止に関して必要な指導、啓発等について、また、第8条において、重点地域を指定した場合は、高知県公安委員会等に対して違法駐車等を防止するための施設の設置、違法駐車等の取り締まり等についての要請することができるなどと規定しているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。第7条と8条において、そういった重点地域に指定した場合の措置が書かれているということですね。了解です。

そうしたら、市長にお伺いいたします。

令和元年9月会議の市長答弁、この布の迷惑駐車への対応について私が質問したことに対しての答弁をされていますが、この中で、ちょっと長くなるので要約させていただきますけど、こういうふうに答弁されています。

布の事案に対して、この条例を取り締まるということを前提に答弁するというので、市長の責務第3条、違法駐車等防止重点地域第6条、公安委員会等に対する協力要請第8条の条文を挙げながら、この条例に照らし合わせて布地区で違法駐車防止重点地域の設定ができると思うとして、例えば重点地域に指定をして、高知県の公安委員会または中村署に対し、当該地域において違法駐車等を防止するための施設の設置を設定してもらおうと。布の指摘のあったところの区域を全部駐車禁止の区域に設定することは可能ではないかと思う。ただ反面、これに指定した場合は、サーファーだけではなく、地域の方がそこに駐車した場合、駐車違反となる。そういうことを厳格にこの法で縛った場合に、かえって布の地域の方の足かせというか、逆に迷惑をかけるのではないかという心配もある。この条例、それから法律でかっちりやるべきものなのか。と、このような答弁をされていますが、この答弁を普通に聞いた市民は、この条例により違法駐車等の防止重点地域に設定するという事は、その地域を駐車禁止の地域に設定するという事になるのではないかと思う人がいるんじゃないかなと思うんですね。この条例

により、違法駐車等の防止重点地域、これに設定した場合の措置は、駐車禁止の区域に設定することだけなのか、ほかに選択肢がないのか、市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この答弁は全体の文脈を見れば皆さん理解できるのではないかと思います。あえて詳しく説明をしてみたいと思います。

本条例第6条に基づく違法駐車等防止重点地域の指定については、先ほど総務課長が答弁したとおり、違法駐車等防止重点地域の指定を行った場合は指定した重点地域において、違法駐車等の防止に関して必要な指導、啓発等と公安委員会等に対し、違法駐車等を防止するための施設の設置、違法駐車等の取り締まり、その他違法駐車等を防止するため必要な施策を講じることを要請することができるとなっております。

具体的に申しますと、看板設置や警察と連携したパトロール等による指導、啓発等及び交通安全施設として、交通安全と円滑、交通公害の防止等を目指して、道路標識、道路標識等の設置などについてであります。

ただ、前回も言いましたように、この条例の違法駐車等防止重点地域指定ありきでは、という考えではありません。あくまでも市長の責務、それから市民の責務、そして利用者であるサーファーの責務、こういったものがあると考えております。

そういう観点から、この重点地域指定ありきではなくて、2月17日、それまでも谷口委員長、武政副委員長、地元の皆さん、そして地元サーファーの皆さんとも協議されながら汗をかいて、また議長におかれては、リーダーシップをとって布地域の皆さんとの協議によって、いろんな私たちも情報ももらっておりましたから、2月17日に行った地元3区長、そして中村警察署清水庁舎長、それから交通課長にも同席していただきました。幡多土木事務所の担当者、土佐清水事務所の所長、それからまちづくり対策課、本当に多くの議会、行政の関係者が集まって何とか円滑に、この迷惑駐車を防止する方法はないかということで、本当に前向きな協議ができたところでもありますので、そういった観点から、まずできるところから防止策をしながら、最終的にそれでも迷惑駐車といいますか、駐車違反が横行するということであれば、こういう重点地域、こういうゾーンも設定することも視野に入れたいかなということも協議したところではありますが、まずはこの地域の皆さんとともに、みんなが協力して駐車違反防止に向けて前向きにこれから取り組む、そういう機運が高まっているところでもありますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) 市長の思いはよくわかりました。

もう一回、ちょっと1つ質問の内容を確認したいんですけど、迷惑駐車防止の重点地域、これを設定することありきではなくということなんですけど、仮に9月会議の答弁をそのまま読むと、ありきではないけど設定した場合に、その路線が駐車禁止の路線区域に設定することができると言われてるんですよね。設定した場合の話をしているんです。答弁に対しての。

先ほど、総務課長が答弁いただいたとおり、第7条において違法駐車等の防止に関して必要な指導とか啓発を行うことができるということが重点区域における、地域における措置として定められているわけですよね。この条文からして、第8条の公安委員会とか中村警察署に要請して、その地域を駐車禁止の路線にするとか、そういったことにならなくても、仮に重点地域に設定したとしても、先ほど市長も言われてましたけど必要な指導であったり啓発でとどめることができるのではないかと思うんですけど、このあたり市長どうですか。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 前回の質問もそうですが、今回もこの駐車防止重点地域設定ありき、指定ありきではないということは理解していただきたいと思えますし、そうならないように関係者が一生懸命考えて行動しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) いや、だから質問がそういうことじゃなくて、ありきではないということはわかったと私述べましたよね。だから理解しているんですよ。

ただ、もしも重点地域に設定した場合に駐車禁止の路線にするだけなのか、ほかの措置があるのではないか、そこを確認したいんです。それどういうふうな考えなのか、市長に聞いているわけです。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 私の答弁を余り理解していないようですが、くどいようですが、もう一回ほんなら、先ほどの答弁を繰り返しますんで、それで御理解をお願いします。

具体的に申し上げますと、看板設置や警察と連携をしたパトロール等による指導、啓発及び交通安全施設として交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して道路標識、道路標識等の設置など、これが挙げられるという答弁をもう一回させていただきます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） その答弁を聞いた上で確認させてもらっているんですけど、多分このまま時間が経過していくと後ができないので、とりあえず次行きます。いずれにしても、布地区の住民の意向に沿った条例の活用をお願いしたいと思います。

次に、集落活動センターについて質問したいと思います。企画財政課長にお伺いいたします。

この集落活動センターの取り組みにおいて、地域の住民の声、どのように把握しているのかをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

集落活動センター下川口家の住民の声といたしまして、下川口家の直販所が4月にオープンいたしました。7月には拠点施設の駐車場で夕涼み会を初めて実施いたしまして、約100人の方に御来場いただき、好評で来年度も実施してほしいとの声をいただいているとお聞きしております。

また、11月には下川口小学校グラウンドにおきまして、昨年に引き続き、下川口家大運動会を開催いたしまして、下川口地区住民の約5分の1に当たる約200人の方々に参加いただきまして、子供からお年寄りまで楽しめた運動会ということで、こちらのほうも今後もぜひ継続してほしいという声が多くあったとお聞きしております。

このように、地域内の方々の交流はもとより、下川口地区以外の方々とも交流できる場として、機会ができたことから、地域の活性化、にぎわいづくりにおきまして大変好評であるというお話をお聞きしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

好評といたしますか、喜んでいる声が多いのかなと思うんですけど、特に問題点が上がっているような声はないということですか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 特に問題点などは耳に入っておりません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。課長のほうでは聞いてないということで。

次に、地域の商店の声について、どのように把握しているかをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

下川口家の直販所を設立した当初、地区内の商店が急遽数日間にわたって店を閉めなければならなくなりまして、その商店が請け負っておりました、下川口小学校への牛乳の納入を下川口家が代行したり、また下川口家直販所におきましては、当初、魚の取り扱いを行っていませんでしたが、運営していく中で、地域内の魚屋さんが鮮魚等を出品してくれることとなりまして、地区の商店と相互補完し合える環境ができたのではないかとというふうに考えておりますし、下川口家直販所では、地区の商店と極力取り扱いしている商品のほうが重ならないように、例えばティッシュペーパーやトイレットペーパー、洗剤等の日常生活雑貨の取扱いは行っておらず、一定商品のすみ分けがされているのではないかとというふうに考えております。

また、直販所には下川口地区以外の方々が半数以上の割合で来店されておりました、相乗効果などの好影響も見られているというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 今のところ商品の内容が競合しないような形でやっているんじゃないかということですね。

最初の商店が何日間か店を閉めなきゃいけない状況があったというのは、その理由はわかりますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 済みません。理由までは聞いておりません。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。理由はわからないということで。

そうしたら、この下川口地区が取り組んでいるわけですけど、その他の地域ですよ、こういう取り組みをしていない地域の声というのは、どのように把握していますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、直販所のほうには週に一回しか出品しない商品などもありまして、その限定商品を目当てに地区外の方々も多数来店されておりまして、大変好評いただいております。

きのうの前田議員からの質問でもありましたが、これまで下川口、三崎、下ノ加江といった旧町単位で地区を分けまして、各地区振興担当の地域おこし協力隊を配置して集落活動センターの設立について、各地区の区長や地区住民の方々など、さまざまな方と協議を重ねてまいりましたが、下川口地区1カ所のみでの設立にとどまっております。県内には集楽活動センター下川口家を含めまして、58カ所の集落活動センターが設立されております。そういったこともありまして、幡多地区で集落活動センター連絡協議会、また、高知県の集落活動センター連絡協議会が組織化されておりますので、そういった協議会のほうから情報共有の場が設けられておりますので、先進事例を参考にしながら下川口地区以外でも設立ができますよう各地区での協議を今後も継続していきたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 特に地域の住民からの声いうのはなかったように思いますけど、そうしたら、今最後に、何かほかの地域でも考えていきたいというふうな答弁がありましたが、これから予定している地域はありますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

先ほどの答弁でお伝えいたしましたけれども、下川口地区以外の設立について、今後も各地区で協議を行ってまいります。特に市内でも高齢化率が最も高い下ノ加江地区で地域おこし協力隊を中心に、設立に向け取り組みを現在行っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 今現在、設立に向けての取り組みを行っているということで、下ノ加江地区ですか、そうしたら、その下ノ加江地区の集落活動センターの取り組みに対する声というのは把握していますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

下川口家での経験や、ほかの集落活動センターでの先進事例を参考にし、地域おこし協力隊員や地区住民の中から数名、5名ですけれども、その5名の方々に事業計画の策定委員になっていただきまして、住民の負担が少ない事業を基礎とした提案型の集落活動センター事業計画を作成した上で、区長への説明、地区住民との意見交換を実施するよう取り組みを進めてまいりましたが、事業計画策定委員の人選や、あるいは事業計画の内容等について、一部地域から反対がありましたので、現在計画のほうを白紙といたしまして、今後の進め方について今検討を行っているところであります。

○議長(永野裕夫君) 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) 事業計画についての反対があったということで白紙ということですか。わかりました。白紙ということは、やめということではなくて、また1からということですね。了解です。わかりました。じゃあ、次行きます。

現在、下川口地区がこの取り組みをやっていますけれども、集落活動センターの目的に沿った運営ができていますかどうか。このあたり、どのように把握しているかお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

きのうの前田議員の答弁と重複いたしますが、集落活動センターの目的とは、地域外からの人材も受け入れながら、地域の課題やニーズに応じて地域住民が主体となって生活、福祉、産業、防災といったさまざまな活動を総合的に取り組める仕組みづくりを目指すものであります。

下川口家におきましては、直販所の運営や休耕田の再生事業、そして下川口家大運動会の運営など、地区住民が考えた取り組みを行っており、目的に沿った運営ができていますというふうを考えております。

○議長(永野裕夫君) 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) そうですか。言われた目的を達成するために基本となっているのが、案内にも出ていますが、住民が主体となった取り組みができていますかということと、あと連携集落内の組織や個人と連携した取り組みができていますかということと、あと集落内への波及効果が大きい取り組みができていますかというところが基本かなと思うんですけど、この3つができていますというふうには考えていますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 十分図れているというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） できているということで、了解です。

次に、収支状況についてなんですけど、下川口家の収支状況、これどうなっているかをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

集楽活動センター下川口家の実質的な事業開始の年度というのが本年度からということでありまして、その決算のほうは6月になるということですので、1年を通した収支の報告というのは、まだ受けておりませんので収支状況を答弁することは差し控えさせていただきます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） なるほど、わかりました。また6月以降でわかったら、また教えてください。

そうしたら、ちょっと収支状況わからない状態なんですけれども、もしこれわかれば、補助金で運営している状態なのか、逆に言うと補助金がないと運営できない、自立していけないような状態なのか、これわかりますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在、県の補助金を活用して、市のほうが支出している補助金につきましては、主に備品類の購入やハード整備に対して行っているものでありまして、運営に対する補助は行っておりません。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。

運営に対する補助はなしでやってきているということなんですね。わかりました。

そうしたら、次にですね、補助金がなくなった後の話は、今の状態だと運営していけるとい

うことで、あとのうの前田議員の答弁にもあったし、ちょっと重複する部分がありますので、これちょっと飛ばします。

県の補助が終わった後ですよ、その後の具体的な計画、まだ予定立ってないかもわかりませんが、もしわかるのであればお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在、下川口家では収益増に向けまして、農林水産課と連携して休耕田を活用した農産物の栽培や新たな特産品づくりのほか、来年度からは加工品の開発にも取り組むこととしております。そういったふうに自立、あるいは収益増に向けた取り組みを精力的に活動しておりますので、県の補助金の対象年度があと1年ありますので、1年間見守って、様子をみながら支援が必要であれば具体的な支援策のほうを今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。地域の資源を活用しながら自立していけるような取り組みをやっていくということですね。

そうしたら、市長にお伺いいたします。

この集落活動センターの取り組みにおいて、一番重要なことは何か。市長はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私も下川口の住民でありますので、本当に集落活動センター下川口家には折を触れて訪れて、取り組みの状況についてもいろいろかいま見てきておりますが、やっぱりその中でも地域の方々の話し合いから生まれたアイデア、提案によって、手づくりと申しますか、住民がつくり上げていくものでありますので、地域ビジョンを地域住民が主体となって築き上げ、そして地域の方々の合意形成が図られる、そういう取り組みであるということが重要と考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうですよ。私もそう思います。本当に住民が主体となって知恵を出し合いながら考えて、事業の形を導き出していく、その道しかないと思っています。きのうの市長の答弁でありましたように、行政もしっかりと支援していくということでもありますので、

集落活動センターの本来の目的に沿った、行政主導ではなく住民が主体となって考えて取り組んでいくことが未来につながる有意義な取り組みになると思います。正しい形での行政の支援を期待して、次の質問に移ります。

そうしたら、次に三崎の水道施設について質問いたします。

三崎地区の取水場改修についてですけど、これ一応2つ分けて、目的と改修の概要というふうにばらばらに聞いていますけど、同じ答弁の中で、まとめてもらって構いません。水道課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 三崎地区の取水場改修に関して、三崎地区の改修の目的と事業概要を説明させていただきます。ちょっとせきが出ますので、マスクのままでお願いします。

改修の目的は、三崎広域簡易水道として昭和52年度より供用開始し、43年を経過し老朽化した設備を含めて施設を改修するものです。

事業概要ですが、防衛施設民生安定助成事業・土佐清水分屯基地周辺水道設置助成事業として、平成28年度に計画を承認されております。同年より実施している事業であります。

事業費は概算で5億9,000万円、工事期間3年でしたが、実施計画により、事業費8億円、工事期間7年として防衛省より事業承認を受けております。

その内容は、取水井戸2本の新設、管理棟の建てかえ、三崎から益野までの配水管の布設、配水池の建てかえであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） わかりました。老朽化に伴って防衛省の事業といたしますか、予算でやるということ。

そうしたら、次に取水量、これ問題ないかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 取水量についての御質問にお答えします。

井戸は昨年度改修しております。改修前の施設は1時間当たり360トン、1日8,640トンの取水する能力でありました。

現在稼働中の新しいポンプ施設は3分の1程度の揚水量であります。1時間当たり最大100トン、1日最大2,400トン程度の取水量となります。

イメージとしましては、三崎地区の使用量は900トンであります、それを4時間で取水していたものが10時間程度で取水するようになりますので、問題はないと思っています。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） わかりました。くみ上げの時間が延びただけで、取水量はほぼほぼ同じということ。了解です。

違う。もう一回、じゃあ。

○議長（永野裕夫君） どうぞ。

水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 済みません。取水の最大量は3分の1程度になりますけども、1日三崎が使っている量については同じですので、時間が改修前は4時間でくみ上げたものを今度改修した施設ですと10時間かけてくみ上げるということです。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。

そうしたら、次に周辺住民の声、どのような声が上がっているのかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 周辺住民の声についてです。

既設配水池の安全性と工事の地元説明の実施についての声は聞いております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 事業説明を実施してほしいという要望の声ということですか。わかりました。

あと、この取水場改修に当たって、今まで13メートルやったですかね、10メートルぐらいで掘ってたのを、さらに23メートルまで2つ掘ってといふところなんですけど、その井戸といますか、地下水脈まで掘り下げる、そういった工事によって、周辺の農家の方への影響がないか、そういった心配の声があるんですけど、このあたりはどのようなふうにご考えていますか。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 周辺農家への影響についてであります、周辺環境に対しての取

水による負荷は軽減されると思います。より自然に近い環境となりますので、影響は少ないものと考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうしたら、今までよりも自然に、地下水のそういった影響というのは改善されるような感じですかね、課長。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 先ほども説明しましたが、取水量が3分の1になります。そうなりますと、一気に900トンを抜くのではなくて時間をかけて抜きますので、影響は軽減されていくと考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。わかりました。

そうしたら、三崎の一部の地区では、これについて説明されたというふうに聞いています。一応、その参加した方からの声として、そういった説明会を開くときには具体的な資料を配付してやってくれたらどうかというふうな声がありますが、いかがですか。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 御説明いたします。

今年度の工事が建築工事であることから、工事車両の通行がふえることが想定されました。国道とその交差点、交差点より工事現場に至る地区で、三崎浦が該当します。三崎浦の総会で12月に工事発注に伴う工事用車両増加の御協力と事業概要を説明いたしました。

区長と協議し、便宜上、1度の会で対応するということでしたので、現況写真の掲示による説明となりました。

今後は、要望があれば事例に合わせて資料の掲示、配付など、適時に対応していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 対応を考えているということで。

そうしたら、次に行きます。

地下水の確保に関してなんですけど、地下水と山の関係、非常にあると思うんですけど、こ

の地下水と山の関係は、課長はどのように捉えているかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 地下水と山の関係です。

地下水とは、文字どおり地下に存在する水です。山林や周辺の里山が地下水の涵養にとって非常に大きな役割を果たしている場所だと認識しております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうですね。非常に大きな関係だと思います。

今、市内の公有林見ても、杉とか針葉樹が多いように思います。そういった木は、何か聞くとも保水力が余らないというふうに聞いたんです。ですので、公有林に例えば広葉樹とか、そういった保水力が保てるような木ですね。こういったものを植林して地下水の確保に努めるような事業を考えてみてはどうかかなと思ったんですけど、このあたり課長どうですか。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 公有林の関係なんですけども、農林水産課が山林や農耕地の地権者と市・県などと連携し、保全や整備について施策を行っております。

今後も、水源保全や整備の取り組みについて、関係各機関と協議してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。農林水産課に聞いたほうがよかったですかね。一定、取り組みはやっているという感じですかね。わかりました。引き続き、ぜひこれ力入れてやっていただきたいと思います。

次に、貯水槽、山の上のに関してですけど、これの概要といいますか、教えてください。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 今現在の配水池の概要です。

現在の三崎の分です。配水池の容量は、PC構造の1,200トンです。今回の事業で改修する配水池は、容量600トンとなります。構造はまだ決定しておりません。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） なるほど。今現在のところの概要で、何年に建設してとか、そういうのわかりますか。それから何年たってとか。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 設置が昭和52年度です。43年たっております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） わかりました。

ちょっと関連してですけど、耐用年数が40年やったのですかね、これ。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） コンクリートになりますので、60年程度をみております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。40年やったら越えてるからね。60年なので、耐用年数は越えていないということ。

この施設について、耐震について教えてもらいたいんですけど、どういうふうな耐震構造といますか、課長お願いします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 耐震についてです。現在の配水池は、地震を想定しますと南海地震などの巨大地震に対しての能力は、亀裂の補修か立て直しかの判断となり、使用できなくなる可能性があります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうしたら、今後予想されている南海トラフの大地震、あのクラスの地震が来た場合は耐震できないということですかね。

○議長（永野裕夫君） 水道課長、答えられますか。

水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 今、予想されています南海トラフ地震が発生した場合の耐震ですけども、先ほど説明しましたが、南海トラフ地震が発生すれば、亀裂の補修か建て直しかの判

断を迫られるようになり、供用できなくなる可能性がございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 亀裂の補修か建て直しの判断を迫られるというところが、そういう状況というのは南海トラフの大地震が来た場合に、亀裂が入ったり建て直しがあるぐらいの被害が予想されるということですか。いいですか。わかりました。

そうしたら、今の建物だと、今度予想されている南海トラフ大地震が発生した場合に壊れてしまうかもわからないということですね。違うかったら、課長。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 壊れるといいましても、亀裂が入って、その補修に過大な費用がかかるとか、建て直しをしたほうがとかということになるかと思います。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 亀裂が入ったりする可能性があるということですね。

地震の規模も予想されているだけであって、どのくらいの地震が来るかわかりませんし、その貯水槽のほうが悪くなる可能性がありますよね。もしも壊れた場合に、入っている水がどうなるかとか、周辺地域の被害がどうなのかとか、このあたりの予測というのはわかりますか。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 現在の配水池の場所は、岩が露出している場所です。配水池が粉々に崩落する想定は現実的ではありませんが、万が一起こった場合、山から水が住家に到達したとしても、一部で床下浸水になると推測されます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 地盤が強いところに建っているということで、仮に崩壊した場合でも一部が床下ぐらいの被害でとどまるのではないかということですね。今のところ、そういうふうな予測ということで。わかりました。じゃあ次に行きます。

次に、水道管の老朽化に関してなんですけど、ちょっと資料によると全国で老朽化する水道管の漏水破損事故は年に2万件発生していると。水道管の耐用年数は40年。40年以上たっても更新工事が行われていない水道管の割合は、2017年で16.7%と資料にあります。

土佐清水市の中で、40年以上経過した経年劣化の水道管の割合は何%かお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 40年以上経過した水道管の割合ですが、上水道と簡易水道の配管の総延長は184キロあります。そのうち65キロほどが40年以上経過したものです。その割合は35%となります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 35%ということですね。全国の平均の倍以上ということで、そうしたら、わかりました。なかなか大変な状況かなと思ったんですけど。

次に、本市の漏水率についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 本市の平成30年度の有収率は77%であります。漏水率は23%となっております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 本市全体で漏水率が23%でした。

あと済みません、じゃあ旧町単位での漏水率、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 旧町単位での漏水率をお答えいたします。

清水町20%、三崎町23%、下ノ加江町37%、下川口町36%になっております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。下ノ加江と下川口がちょっと高いですね。わかりました。

漏水によって、本市の経済的損失、これ幾らになるかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 谷崎 清君自席）

○水道課長（谷崎 清君） 本市の経済損失についてです。

正確な経済損失は算出することはなかなか困難であります。簡易的に算出しますと、電気量等の費用が2,579万円かかっております。そのうち漏水率23%を単純に計算しますと、593万円が経済損失と考えられますが、あくまでもこの数字は推計となります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ちょっと済みません。593万円、年間ということ。了解です。1年間ですね。わかりました。

そうしたら、市長にお伺いいたします。

本市の水道事業の将来的構想について、どのように考えているかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 水道事業につきましては、平成29年度から令和8年度、この10年間における土佐清水市水道事業経営戦略を策定しているところであります。

この目的については、経済状況や人口減少の課題により、厳しい経営状況が予想されることから、今後において施設整備等の老朽化に伴う更新投資が必要となることから、適切なインフラ更新と財務の健全性の確保の両立を図るため策定したものであります。

今後の検討課題といたしましては、施設整備の廃止、合理化、施設整備の長寿命化等の投資の平準化や料金、企業債などの財源の適正化、また修繕費や動力費など各種費用の効率的、経済的な手法などのコスト縮減などが挙げられますが、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくためには、この毎年行われる予算編成時には進捗状況を確認しながら計画的、健全な運営を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） わかりました。

今言われたことがベストかなと思いますので、引き続き安定的な水道事業が行われるよう、ぜひお願いいたします。

そうしたら次にですね、ちょっと時間がなくなったので一部しか聞けないと思いますが、国保税の改定についてお伺いいたします。

市民課長にお伺いいたします。

改定に至った経緯、なぜ改定するに至ったのか、このあたりをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

昨年2月、県から示された令和元年度の納付金額が、前年度より約5,600万円増額となり、令和元年度当初予算編成時において、約4,800万円の財源不足が生じ、産業厚生常任委員会及び国保運営協議会において、令和元年度は税率改定に向けて検討しなければいけない状況と報告させていただきました。

その後、令和元年度の決算見込みを行ったところ、やはり約4,500万円の財源不足が見込まれる結果となり、公平公正な受益者負担の考えから、被保険者数が毎年約200人減少している中、財政赤字の先送りをせず、現時点で国保税率を改定し、歳入をふやす必要があるとの判断から、県の示す標準保険料率を参考に試算をし、令和元年11月20日、国保運営協議会に諮問をして審議していただき、令和2年1月29日、答申をいただきましたので答申書の審議結果や附帯意見を考慮し、国保税条例の改正案を提出させていただきました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。ちょっと時間がないので次行きます。

次に、賦課方式の変更に関して、資産割をなくしたわけについてお願いいたします、課長。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

賦課方式の資産割を含む4方式から資産割を除く3方式への変更につきましては、以前からも言われておりました、税に税を賦課する二重課税との捉え方や固定資産を所有することが必ずしも担税能力と一致しないこと、後期高齢者医療との不均衡感などが理由であります。

前回税率改定をした平成26年度のときも、これらの理由から資産割の税率を下げた経過があります。

また、地方税法に規定されていまして、応能、応益の各割合が平成30年度から廃止となったこともあり、国保制度改正前は県内34市町村のうち、3方式が2市町であったものが、令和元年度には21市町村となり、本市も今回を機に3方式にするものです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 資産割をなくしたことで、ほかの3つの所得割とか、そのあたりが上がっているわけですが、その資産がある人ない人、これ具体的にどう変わるかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

資産割を除いたことで、持ち家に住んでいる所得の低い方などは税率が下がる場合もあります。もともと資産割のかかっている方でも所得が低い方は7割、5割、2割の軽減の対象となりますので、先ほど言いました応能、応益の割合が廃止となったことから、軽減のかかる応益の割合に比重をかけ、保険基盤安定という低所得者の保険料軽減分の公費を多く交付していただけるよう試算しておりますので、上がり幅はかなり抑えられております。

以上です。

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

そうしたら、ちょっと時間がなくなりましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これをもって延会いたします。

明3月11日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時01分 延 会